

前橋市社会福祉審議会の概要

市長の諮問

前橋市社会福祉審議会
 社会福祉法第7条
 [委員及び臨時委員]← 市長が任命
 ・中核市の議会の議員
 ・社会福祉事業に従事する者
 ・学識経験のある者
 ・[委員長]
 ・委員の互選。会務を総理する。

社会福祉法(抜粋)
 第7条:社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、中核市に「地方社会福祉審議会」を置くものとする。
 第11条:地方社会福祉審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会を置く。
 2 必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。
 第12条:中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

民生委員審査専門分科会
 ○ 民生委員の適否の審査

民生委員法(抜粋)
 第5条:民生委員推薦会が推薦した者について、地方社会福祉審議会の意見を聴くよう努めるものとする。
 第11条②:解職→ 地方社会福祉審議会の同意を得なければならない。

障害者福祉専門分科会
 ○ 身体障害者の福祉その他障害者の福祉に関する事項を調査審議
 [委員及び臨時委員]

審査部会(社福法施行令第3条)
 ○ 身体障害者の障害程度の審査
 [委員及び臨時委員]
 ・身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

身体障害者福祉法(抜粋)
 第15条②:身障者手帳交付申請のための診断書を発行する医師の指定に当たっては、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。
 令3条③:医師の指定取消→地方社会福祉審議会意見を聴く。
 令5条①:障害が法別表に該当しない→地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

高齢者福祉専門分科会
 ○ 高齢者福祉に関する事項を調査審議

老人福祉法(抜粋)
 第18条2③:老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの事業制限又は停止→ あらかじめ地方社会福祉審議会意見を聴かなければならない。
 第19条②:養護老人ホーム、特養の廃止又は設置許可取消→ あらかじめ地方社会福祉審議会意見を聴かなければならない。

児童福祉専門分科会
 ○ 児童福祉に関する事項を調査審議
 ○ 子ども・子育て支援法第77条第1項に関する事項を調査審議
 ○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項を調査審議

児童福祉法(抜粋)
 第34条の15:家庭的保育事業等の認可→ 児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。
 子ども・子育て支援法(抜粋)
 第77条:特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画策定・変更→ 審議会の意見を聴かなければならない。
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋)
 第25条:幼保連携型認定こども園の設置・廃止・事業の停止・施設の閉鎖・認可取消→ 審議会の意見を聴かなければならない。